競争力強化型機器等導入緊急対策事業の管理運営規程

第１条（目的）

この規程は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により取得した機器等の適正な管理と円滑な運営を図ることを目的とする。

第２条（機器等の種類、名称、構造、規模、型式、数量）

この規程による機器等設備の内容は次の通りとする

|  |  |
| --- | --- |
| 取得年月日 | 令和　年　月　日 |
| 機種及び  メーカー | 機種：  ﾒｰｶｰ： |
| 構造・特長 |  |
| 出力 能力 |  |
| 型式・番号 |  |
| 数　　　量 |  |

第３条（機器等の設置場所）

1. この機器等の設置場所は事業実施者が所有する漁船内とする。
2. この機器等の設置場所は事業実施者の漁業根拠地の○○とする。

第４条（管理責任者）

　この機器等の管理責任者は事業実施者とし、事務を司るため○○広域水産業再生委員会内に管理員を置くことができる。管理員を置く場合は事業実施者と広域水産業再生委員会の協議により任命するものとする。

第５条（利用者の範囲）

この機器等の利用者は事業実施者に限る。

第６条（機器等の保全に関する事項）

利用者が故意または、重大な過失によりこの機器等設備を毀損または滅失したときは、その程度によって損害金を支払わなければならない。

第７条（その他）

事業実施者は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会で定めた「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」を遵守しなくてはならない。

附則

第１条（施行期日）

この規程は、令和　年　月　日より施行する。

※施行期日は、交付決定日以降、または取得年月日。

注）　１　事業実施者の部分については、事業実施者氏名を記入。

　　　２　第３条は①②のどちらか、またはその他の記載内容。よく確認して表記。

船上機器は①を、陸上機器は②を記載（※行頭番号は削除）